

静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証制度申請要項

(申請手順のお知らせ)

1 インターカルチュラルとは？

「外国人県民は、共に地域をつくっていくパートナーである」とポジティブに捉え、外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる新しい考え方のことです。

県内事業者の皆様インターカルチュラルの理念を普及することで、県全体で、誰もが安心して暮らせる社会を実現し、相互理解の下、多様性を活力に、誰もが輝く日本一の多文化共生県を目指します！

2 対象者

県内に本社又は事業所(営業所等)がある企業、団体及び個人事業主

※本社が県外の事業者も、事業所が県内にある場合は認証を受けることができます。

※外国人の雇用の有無にかかわらず、認証を受けることができます。

※国及び地方公共団体は除きます。

3 認証要件

- ① インターカルチュラルの理念に賛同していること
- ② 静岡県多文化共生シンボルマークを活用していること → 詳細は4へ
※別途、県に事前に申請の上、シンボルマークを活用していることが必要です。
- ③ 労働関係法令、出入国関係法令等に違反がないこと
- ④ 暴力団関係者ではないこと
- ⑤ 風俗営業等を営むのもでないこと
- ⑥ 県税等を滞納していないこと
- ⑦ 多文化共生に資する取組を実施していること(審査票の審査項目を満たしていること)
※詳細は、審査票を確認してください。

4 静岡県多文化共生シンボルマークの活用

シンボルマークを使用するためには、別途、事前に県に申請する必要があります。

次のページを御確認いただき、申請をお願いします。

県が承認した後、シンボルマークを御利用いただけます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/1049844/tabunkachiiki/1072672/1077633.html>



5 インターカルチュラル賛同事業所認証に必要なもの

認証申請をする前に、下記の書類を用意してください。

必要書類	注意事項
① 誓約書 (様式第2号)	・代表者の <u>自署又は代表者印を押印</u> してください ・PDF 形式で提出してください
② 静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証審査票 (様式第3号)	・必要事項を記載し、要件を満たしていることを確認してください ・「いつ」「誰が」「どこで」「どういう方法で」など具体的に記載してください ・エクセル形式で提出してください ※取組内容が不明瞭な場合は、認証できません
③ 審査票に記載した実績、 取組等が確認できる資料	・事業所名がわかる資料を提出してください ・資料の右上に審査票の「 <u>審査番号</u> 」を記載してください ・②審査票の審査番号順に並べて提出してください ・一括して PDF 形式で提出するか、審査番号順に PDF 形式で提出してください(合計 10 ファイルまでアップロードできます。) ※取組内容が不明瞭な資料は、認められません
④ 就業規則又は労働協約 (写し)	【 全員 】(※誤りがあったため修正しました) ・労働基準監督署に届け出て、 <u>受領印を押印されたものの写し</u> を提出してください ・PDF 形式で提出してください
⑤ 代表者の本人確認書類 (写し)	【 個人事業主の場合 】 ・「 <u>氏名</u> 」「 <u>生年月日</u> 」「 <u>顔写真</u> 」が分かる公的な書類の写しを提出してください 例)運転免許証(写)、パスポート(写)、マイナンバーカード表面(写)※マイナンバーカードは裏面不可 ・PDF、png、jpeg、jpg 形式で提出してください
⑥ その他知事が必要と認める書類	・追加で資料の提出を求めることがあります

※添付ファイルの容量は合計 20MBまでとしてください

6 申請書類の提出方法

原則として次のページから電子申請システムにより申請者情報を入力し、添付資料をアップロードして申請してください。

※電子申請システムにより必要事項を入力することにより、申請書(様式第1号)を提出したものとみなします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20752



なお、電子申請システムの利用が困難な場合は、多文化共生課あて相談をしてください。

7 問合せ先

まずは、QAを確認してください。なお、QAは随時更新予定です。

QAを見てもみても分からない場合は、下記担当課まで御連絡ください。

【静岡県企画部多文化共生課 054-221-2178(認証制度担当あて)】



Intercultural
SHIZUOKA

静岡県
多文化共生